

# 鵜沼第二小学校の約束 (保護者向け)

2025.4.18

## 【登下校】

- 1 各通学班の集合場所に集合し、通学班で登校をする。

(7時50分～8時までの間に、学校に到着する。)

- ・欠席する場合は、当日の午前8時00分までにデジタル連絡システム「スマート 連絡帳」に必要事項を入力し、送信してください。(緊急時は電話連絡可)
- ・遅刻・早退の場合も、言付けではなく、「スマート連絡帳」で連絡してください。(安否確認のため)
- 2 下校はその日のパターン(学年、通学班)に合わせて、複数で帰る。(不審者対策)
- 3 登校のために一旦家を出たら、たとえ忘れ物があっても家に帰らない。
- 4 通学班の出発時刻に遅れた場合は、児童だけで登校せず、保護者が学校まで送る。
- 5 早退の場合は、保護者が迎えに来る。
- 6 住所が変わった場合は、校区外、校区内に関わらず、保護者が担任に早めに知らせる。  
・校区内で転居する場合、通学班の変更をするため、保護者の電話番号・新住所を生徒指導主事より地区長に伝えます。御了承ください。

変更手続き⇒保護者→担任→生徒指導→地区長(地区委員)→保護者

## 【校内生活】服装について

- 1 学校生活全般における身だしなみについて…学校の諸活動に支障をきたさないよう身なりを整える。

・学習に集中しづらい装飾品(大きな髪飾り等)や安全に活動できない服装、露出過度な服装…×

- 2 登下校時の服装…危険防止、安全性を考慮する。

・耳当て・マフラー…×(音が聞こえづらい、引っかかる等安全上の諸問題を考慮)

・ネックウォーマー・ネッククーラー…○(防寒対策・熱中症対策)

- 3 体育授業時の服装…運動に適した服装で活動する。

①上は白の体操シャツ(長袖・半袖)、②下は紺のハーフパンツ、③赤白帽子とする。

※記名した白布を縫い付けなくてもよい。(体操服のまま登下校する場合があるため)

- 4 冬季体育授業時の服装

・紺、黒系統のトレーニング用長ズボン(ライン等は可)…○

トレーニング用スパッツをトレーニング用長ズボンの代用とする…○

・手袋(活動内容により担任から指示)……………△

- 5 水泳学習時の服装

・水泳着…紺色・黒色とする。(記名した白布を縫い付ける→男子は左腰前、女子は左胸)

・ラッシュガード…フード付きでないもので、紺色・黒色(水着同様)なら着用してもよい。

(左胸に記名した白布を縫い付ける)

・帽子…白色とする。(特別な事情がある場合は、担任と相談の上、他色を使用)

帽子の前と後ろに記名をする。(水中の安全のため)

・ゴーグル、長袖の水着、セパレート水着…○

## 【校内生活】持ち物について

- 1 不要物………学習を妨げるものは、持って来ない。

・においのついた消しゴム、マスコット付きの鉛筆やキャップなど…×

(シンプルなものでよい)

・携帯電話やゲーム、家の本、キーホルダー、マスコット等、余分な学用品など…×

・シャープペン…×(小学校段階では、運筆・筆圧を学ぶため)

・いすに付けるクッション…○

★学習用具については、「学習用具について」をよく読んで準備する。

- 2 使い捨てカイロ……家の判断で持ってきててもよいが、学習の妨げにならないように扱う。
  - ・学校の諸活動に関して支障をきたすことなく安全に留意すること、必ず家に持ち帰り、学校のゴミ箱に捨てないこと等の約束を守る。 カイロに記名をしておく。
- 3 薬（内服薬・外用薬）……原則、持って来ない。（誤飲誤使用の事故防止のため）
  - ・医師からの指導等により、やむを得ず持たせるときは、連絡帳等で担任に申し出るとともに、記名をして持たせてください。
- 4 水筒……………通年、保護者の判断で持って来てもよい。（保管設置場所は教室内）
  - ・中身は、お茶か水に限る。但し、夏場は熱中症対策として、スポーツドリンクでもよい。
- 5 故意に学校の物を破損した場合は、保護者が弁償する。
- 6 本人の過失により、他の児童にけがを負わせた場合は、保護者からも謝罪する。
- 7 体育館の使用に関する注意事項
  - ・ウッドデッキに土足で上がらない。遊ばない。   ・ステージの上や2階に登らない。
  - ・壁（内・外）にボールをぶつけない。           ・児童だけで入らない。
  - ・ウッドデッキまわりの手すりに腰かけない。

【校外生活】

- 1 下校後に外で遊ぶ場合は、防犯ブザーを携行し、複数で遊ぶ。
  - ・不審者に遭遇した時は、その場から離れる、ブザーを鳴らす、大声を出す、近所の家・子どもも110番の家に逃げ込む。
  - ・遭遇した場合、速やかに警察へ連絡するようにしてください。（学校への連絡の前に）
- 2 金品のやり取りは絶対にしない。（やり取りとは、貸す・借りる・もらう・あげることをさす）
  - ・お菓子や食べ物等をおごる。おごってもらう。…×
  - ・ゲームのカードやプリペイドカードなどのカード、シール等を友達にあげる。もらう。交換する。…×
  - ・アプリ内のアイテムやプレゼントをあげる。もらう。交換する。…×
- 3 校区外へは、保護者同伴で出かける。
- 4 自転車には、保護者の判断や責任の下で乗る。
  - ・必ずヘルメットをかぶり、横断歩道は降りて引いて渡るなど、交通ルールを守る。
  - ・1・2年生……保護者同伴で乗る。（自転車教室において安全指導を受けていないため）
  - ・3年生 ……自転車教室で安全指導を受けるまでは保護者同伴で乗る。
- 5 道路では遊ばない。（ボール遊び、キックボード、Jボード等）
- 6 帰宅後は、学校の運動場で遊んでもよい。
  - ・但し、全学年の児童が下校していて、かつ学童クラブが使用していない時間とする。
  - ・ボールを使用してもよい。自転車はおおぞら3組南側、アスファルトに並べる。
- 7 校地内での児童だけの金属バット・軟式ボール使用は禁止とする。（中央中校区確認事項）
- 8 公園を使用する際は、ボール遊び禁止等のルールや、ゴミを持ち帰る等のマナーを守る。
  - ・周辺住民の方に迷惑をかけない。注意を受けたら素直に聞く。
- 9 17時の広報の音楽が鳴ったら帰路に着く。（3月～10月）
  - ・17時の広報の音楽を家で聞くことができるよう帰宅する。（11月～2月）

中央中校区の3つの小学校で約束を統一。（2019年度より）

  - ・保護者同伴の場合はこの限りではありません。冬季は日が暮れるのが早いので、17時には暗くなっています。17時前であっても、暗くなる前に帰宅させるようお願いします。
- 10 その他、別紙の各務原市児童生徒の「校外生活の指導基準」を守る。
  - ・学校警察補導連絡協議会の指導基準です。（本校ホームページに掲載してあります。）
  - ・子どもたちを守るために、学校や警察、補導員が協力し、巡回指導や声かけ指導をしています。